

**鳥取県選挙管理委員会告示第 88 号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 25 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
石破茂政経懇話会	主たる事務所の所在地	鳥取市戎町515-3	鳥取市戎町419	平成19年6月4日